

## あま市木造住宅耐震改修費補助金交付に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、あま市木造住宅耐震改修費補助金交付要綱（平成24年あま市告示第39号。以下「要綱」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請書の添付書類)

第2条 要綱第6条に規定する補助金交付申請書を提出するときは、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 固定資産課税台帳登録証明書（要綱第2条第2号アに規定する本市が実施する無料耐震診断の結果報告書を添付した場合を除く。）
- (2) 耐震診断の結果報告書等の写し（要綱第2条第2号に規定する耐震診断に限る。）
- (3) 耐震補強工事計画書
  - ア 案内図及び平面図
  - イ 補強計画図その他補強方法を示す図面
  - ウ 耐震補強後の建物についての耐震診断の総合評価（建築士が記名及び押印をしたものに限る。）
- (4) 耐震補強工事費見積書（耐震補強工事とその他の部分を分けたもので、施工業者又は建築士が記名及び押印をしたものに限る。）
- (5) 補助金額計算書
- (6) 市税の未納がない証明書
- (7) 補助金交付申請の対象となる旧基準木造住宅に係る固定資産税の納税証明書（旧基準木造住宅の所有者と申請者が異なる場合に限る。）
- (8) 施工同意書（旧基準木造住宅の所有者と申請者が異なる場合に限る。）

(実績報告書の添付書類)

第3条 要綱第10条に規定する完了実績報告書（以下「実績報告書」という。）に添付する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 工事の請求書又は領収書の写し（施工業者の発行したものに限る。）
- (2) 耐震補強工事の内容が確認できる書面等
  - ア 平面図

イ 工事写真（補強部材等の写真を含む。補強箇所と平面図を対応させていること。）

（３）工事が耐震補強工事計画書に基づき施行されたことを証する書面（建築士が記名及び押印をしたものに限る。）

（４）工事の請負契約書の写し

（５）工事完了後の耐震診断の総合評価（建築士が記名及び押印をしたものに限る）

（完了検査）

第４条 市長は、実績報告書の提出があったときは、これを検査することができる。

２ 前項の検査により不備が判明したときには、検査結果不備事項通知書（別記様式）により通知する。

（その他）

第５条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成２５年６月２５日から施行する。